

3.2 板橋区立上板橋第四小学校

令和7年度

板橋区立上板橋第四小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭その他関係者との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校は、上記の理念にのっとり、いじめ根絶に向け基本方針を策定する。

第1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

(1) いじめの未然防止

(2) いじめの早期発見

(3) いじめへの対処

2 いじめ対策委員会の設置

(1) 趣旨

いじめ未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決のため、いじめ対策委員会を設置する。

(2) 構成及び設置期間

委員会は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、担任、他隨時等で構成する。

委員会は、常設とする。

(3) 所掌事項

委員会は、いじめの問題に学校が組織的に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの未然防止等に関する取組の具体的な年間計画等を作成する。
- ・いじめの疑いに関する情報の把握や情報の収集と記録、情報の共有を行う。
- ・いじめの事実を把握した際には、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた方針を決定し取組を行う。

第2 いじめの未然防止

1 いじめの未然防止

(1) いじめの防止等への啓発活動及びいじめ予防授業の実施

児童、保護者、教職員に対して、いじめの防止等への理解を深めるために啓発活動を行う。また、いじめ予防授業を年三回実施し、内一回は公開しいじめ問題に対応できる力を育てる。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する。

(3) 体験活動の充実

他者とかかわる様々な体験活動を通して、児童の社会性や豊かな人間性を育む。

(4) 教職員の資質向上

教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

- ・児童及び保護者に対して、定期的に面談を実施するとともに必要があれば随時面談を実施する。
- ・スクールカウンセラーによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面談を実施する。
- ・教員及び職員等は、児童との日常の会話や対応から児童の人間関係の把握に努める。

2 定期的な調査

児童に対して、いじめの早期発見のために、定期的にいじめに関するアンケート調査を行う。

3 校内の情報共有

教職員の定期的な情報交換の場を設定し、情報の共有に努める。

第4 いじめへの対処

1 いじめの疑いがある事案を把握したときの処置

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、委員会が中心となって、速やかに事実の有無の確認を行うための聴取り調査等を行う。

2 いじめの事実を把握した場合の処置

いじめが発生した場合は、委員会でいじめ改善に向けての方針を決定し、全教職員が協力して対応する。

(1) いじめの実態の把握

- ・関係児童全員から速やかな事実確認を行う。

(2) いじめを受けた児童等への対応及び支援

- ・「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思を伝達する。
- ・被害児童の保護者への速やかな連絡と話をする場を設定する。
- ・スクールカウンセラーが被害者の児童へのカウンセリングを行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な処置を講じる。

(3) いじめを行った児童等への対応及び処置

- ・速やかに事実確認を行い保護者への連絡を行う。
- ・必要に応じて、保護者の了解を得た上で、いじめを行った児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等の処置を行う。
- ・いじめを受けた児童が納得する話となるような謝罪の場の設定と、スクールカウンセラーと連携し、その後の様子の観察や面談を定期的に行う。
- ・学級の立て直しとして、ルールの再編と徹底、温かい言葉かけ、楽しい時間作りを行う。

(4) 保護者間での情報の共有等

- ・保護者による児童への指導を通していじめの再発防止を図るとともに、保護者同士のトラブルを防ぐため、いじめの事案にかかわる情報を、これらの保護者と共有するための処置やその他必要な処置を行う。

(5) 警察等の刑事司法機関との連携

- ・いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄の警察署と連携して対処するものとする。

3 重大事態への対処

- ・いじめ防止対策推進法第28条に規定されている重大事態が生じた場合、校長は板橋区教育委員会に速やかに報告する。また、教育委員会と相談して、警察に連絡する。
- ・重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。教育委員会が行う調査に協力する。

4 今後の点検改善の視点

- ・学校評価、保護者・児童へのアンケートなどから、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての手立てを見直し、いじめ防止基本方針を改善していく。

第5 いじめ防止年間計画

【1学期】

- 5月 ハイパーQU 実施
- 6月 ふれあい月間（1回目）児童アンケート実施
ハイパーQU 分析・活用
いじめ防止に関する授業
- 7月 いじめ対策委員会

【2学期】

- 9月 いじめ防止に関する授業
- 10月 ハイパーQU 実施
- 11月 ふれあい月間（2回目）児童アンケート実施
いじめ防止に関する授業
ハイパーQU 分析・活用
個人面談
- 12月 人権週間

【3学期】

- 2月 ふれあい月間（3回目）児童アンケート実施
道徳授業地区公開講座